

平成 22 年

# 厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

# 平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会

平成22年3月29日(月)午前10時00分開会

---

出席議員 13人

1番	太	田	洋
2番	関	戸	一
3番	釘	丸	子
4番	齋	藤	礼
5番	松	前	進
6番	神	子	人
7番	難	波	哉
8番	森	川	枝
9番	小	島	一 郎
10番	小	倉	嗣
11番	渡	辺	基
12番	岩	澤	雄
13番	村	上	光

---

欠席議員 なし

---

説明のための出席者

管 副 副 会 事 事	理 管 管 計 務	理 理 理 局 局	者 者 者 者 長 長	小 山 大 宮 井 篠 北	林 田 矢 台 上 崎 村	常 登 明 逸 雄 義	良 夫 功 子 司 昭
----------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------

---

事務局出席者

書 書	記 記	甘 吉	利 崎	直	勉 幸
--------	--------	--------	--------	---	--------

---

## 議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 4 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	関 戸 順 一	(1) 最終処分場施設整備基本計画について ア 新設最終処分場の稼働について (ア) 平成28年度から稼働させ、当初計画にはない焼却残渣等を処分する理由は何か。	5

- 5 議案第1号 平成21年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)
- 6 管理者施政方針
- 7 議案第2号 厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 8 議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第4号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第5号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計予算

---

## 議 長 諸 報 告

- 9月1日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告(7月分)
- 9月30日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告(8月分)
- 10月27日 中山民子議員、小島総一郎議員、鈴木一之議員、熊坂弘久議員から組合議会議員辞職願が提出され、11月11日付けで許可した。
- 同 日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 10月30日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告(9月分)
- 11月12日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 11月26日 議会運営委員会委員の選任について、愛川町選出議員の小倉英嗣議員、渡辺基議員を指名した。
- 11月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告(10月分)
- 11月30日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員9名が第二伊地山一般廃棄物最終処分場(香取広域市町村圏事務組合)の視察を行った。

- 12月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（11月分）
- 2月4日 平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月25日 議会運営委員会が開かれ、副委員長に小倉英嗣議員が選出された。
- 同日 議会運営委員会委員長から、平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 3月2日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（1月分）  
定期監査
- 3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。  
議案第1号～第5号 5件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

---

#### 本日の付議事件

- 1  
、 議事日程に同じ  
10

神子雅人議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成22年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、愛川町議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

---

神子雅人議長 日程1「議席の指定」を行います。

愛川町議会から選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読させます。

甘利 勉書記 朗読いたします。

8番 森川絹枝議員

9番 小島総一郎議員

10番 小倉英嗣議員

11番 渡辺 基議員

以上であります。氏名標をお立て願います。

神子雅人議長 ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。松前進議員、難波達哉議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

---

神子雅人議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

神子雅人議長 日程3「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題

といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

---

神子雅人議長 日程4「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。関戸順一議員。

2番 関戸順一議員 おはようございます。通告に従い質問をさせていただきます。

今月23日に厚木愛甲環境施設組合の最終処分場施設整備基本計画書が私たち議員に配付されました。この基本計画書は、本文82ページと各種資料で構成されていますが、読み始めると驚くような記述内容が随所にあり、私は、それに引き込まれるかのように、一気に読み終えてしまいました。

その驚くような記述内容とは、1つ目に、最終処分場の建設工事費が、2年前の実施計画では18億2940万円とされていましたが、この基本計画では一気に43億7000万円と2.4倍にはね上がったこと。

また2つ目には、最終処分場建設用地として必要なのは2.4ヘクタールだとされていますが、清川村土地開発公社が建設用地として取得した土地はその8.8倍の21ヘクタールであり、さらに、清川村では、その計画用地及び周辺部を水源環境林学習事業(西ヶ谷戸地区村有林整備構想)として検討されていることが記述されております。

そして3つ目には、本日の質問事項として取り上げた点であります。基本計画書の冒頭に、計画策定の趣旨、目的として次のような記述があります。「最終処分場施設整備基本計画は、組合が整備する最終処分場について『厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画』及び『最終処分場施設整備基本構想』で掲げた施設整備の基本的事項、周辺環境の保全対策、安全対策等を踏まえ、今後作成する実施計画

の基礎となるべき計画として策定したものです」とあります。

ところが、踏まえてと記述されているにもかかわらず、次の行では「なお、最終処分場の施設稼働目標年度、埋立物及び埋立処分方法について、本計画の策定に併せ、広域化実施計画についても見直しするものです」と、それ以前の計画をまるで翻す計画であることが趣旨、目的であると記述されております。

この記述に登場する厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画とは平成20年3月に発表され、何が書かれているかといえは、厚木愛甲ブロックにおける焼却残渣等の最終処分は、平成24年度から平成31年度までは現行どおり県外の民間処分場へ委託するが、平成32年度から稼働予定の新たな中間処理施設から発生する溶融スラグ、溶融飛灰、不燃残渣については清川村に整備する最終処分場へ埋め立てするとあり、同じくここに登場する最終処分場施設整備基本構想とは平成19年3月に策定された構想であり、そこには、最終処分場に搬入されるものは、中間処理施設のごみ焼却施設から排出される溶融スラグ、溶融飛灰及び粗大ごみ処理施設から排出される不燃残渣等いわゆる埋立廃棄物と、飛散防止などを目的とした覆土材であるとあります。

ところが、今回明らかにされた最終処分場施設整備基本計画では、平成32年から排出される予定の不燃残渣の半分は埋め立てるものの、残りの半分は民間処分場に埋め立て、重金属などの有害物を含まないとされる溶融スラグは排出される半分以上を埋め立て、半分以上を資源化し、平成38年からは全量を資源化するという夢のような計画であります。大きく計画変更された点は、現在の金田の中間処理場から排出されている焼却残渣及び不燃残渣を溶融処理しないで、微量とはいえ重金属を含んだまま、平成28年から清川村の最終処分場で埋め立てるという計画であります。

現在の金田の中間処理場から排出される焼却残渣及び不燃残渣は、申し上げるまでもなく、消石灰を入れて硫酸化物や塩化水素を除去したり、活性炭を加えてダイオキシンを

吸着集じんしたり、灰をセメントで固化して飛散を防止したり、アンモニア水を加えて窒素酸化物を除去したりなどの安全措置がされているものの、ダイオキシンや有害重金属がすべてなくなってしまうものではなく、現に近年の固化灰の溶出検査においても、水銀の検出こそありませんが、その他の重金属は微量ながらも検出されているのが現実であり、溶融スラグに比べれば極めて有害なものであることに間違いはなく、将来不安へとつながってまいります。

さらに、現在の金田の中間処理場から排出される焼却残渣等は、さきに述べたとおり、その安全性確保のために、平成20年度実績で、消石灰710トン、セメント403トン、活性炭69トン、その他アンモニア水も加え、焼却残渣自体にごみではない1200トン以上の添加物を入れて重量をふやしたごみであり、これはこれから建設する最新鋭技術を駆使した最終処分場の寿命を縮めてしまうこと以外何物にもなり得ないのであります。今回のこのような計画変更は、主に安全性と経済性に対して逆行するばかりか、多くの疑問が生じる内容であります。

以上、今回の計画変更を、私たち議会議員はもとより、組合を構成する市町村民に納得のいくような明快な答弁をよろしく願います。

小林常良管理者 おはようございます。ただいま関戸順一議員から、最終処分場施設整備基本計画について、新最終処分場の稼働について、平成28年度から最終処分場を稼働させ、当初計画にはない焼却残渣等を処分する理由は何かとお尋ねでございますが、中間処理施設建設候補地が再検討となったことから、平成19年度に中間処理施設及び最終処分場の稼働目標を平成24年度から平成32年度に見直しを行い、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を策定したところでございます。

しかしながら、最終処分場は中間処理施設よりも数年早く建設することが可能であり、厚木市環境センターによる一括処理とあわせて、厚木愛甲地域におけるブロック内処理の

早期実現、さらには3市町村の最終処分委託経費の削減が図られることから、平成21年1月6日の組合正副管理者会議において、最終処分場を早期整備し、新中間処理施設完成までの間、厚木市環境センターの焼却残渣と不燃残渣を最終処分場へ埋め立てる方向性を確認いたしましたものでございます。

以上でございます。

2番 関戸順一議員 何点か再質問させていただきます。

私、今のご答弁をちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、要するに、今回の計画のような事態になったのは、法律では自区内処理と言っていますけれども、法律の趣旨であるところのブロック内処理が可能になること、それともう1つは委託経費を節約できること、この2点というふうにおっしゃいましたか。ほかにも言われましたか。

篠崎雄司事務局長 早期整備の理由につきましては今管理者が答弁したとおりでございます。この関係につきましては、一昨年8月の定例全協で議題としてご説明した後、地元議員さんのほうから早期整備についてご要望がございまして、その関係について組合側として検討してまいるといって回答をさせていただきました。その後、検討してまいったわけなんですけど、その中で、今お話ししたとおり、組合の設立目的につきましては、厚木愛甲地区の自区内処理の実現という大前提がございまして、それについての考え方を実行していきたいということでございます。

もう1つには、現在県外に出しておりますけれども、その委託経費について削減できる。そのほか清川村さんが土地については既に確保している。そのような点がございまして、検討の結果、28年度からの早期整備を図るといふような状況になったものでございます。

2番 関戸順一議員 50分しか私は持ち時間がありませんから、なるべく簡単にご答弁願いたいと思うんですが、地元からの要望があったってどういうことですか。

篠崎雄司事務局長 地元からの要望という

ことではなくて、前年度8月の組合の全員協議会の最後の時点で、地元選出の議員さんのほうからそういうふうなお話がありまして、それについて組合として検討してまいるといふことがございました。そのことでございますので、地元ではございません。

2番 関戸順一議員 先ほど自区内処理。自区内処理というのは法律の原則ですから、これは可能な限り守っていかなければならない。過去も、最終処分場は、愛川町や清川村は持っていたらただけけれども、長い歴史でそのような最終処分場を持っていないのは、神奈川県内で厚木市と寒川町だけだったと。これはもう50数年にも及ぶ厚木市政始まって以来、一度も最終処分場を持ったことがないのでですね。

そこで、今回いろんな方の努力でこのように展望が開けたということは非常にありがたい話、うれしい話、また法律の原則に合致させることができるということで、私も大変喜んではいらっしゃるんですが、ただ、いずれにせよ、自区内処理はいいけれども、この自区内に建設するに当たって私たちが一番気遣いしていかなければならないのは、安全性という問題を気遣いしていかなければなりませんね。

その次に、当然事業として展開していくわけですから、そして市町村の税が投下されるわけですから、経済性というのでも追求していかなければならない。この経済性という問題は、先ほどの答弁は全く違うということを実証させていただきますから、これは一番最後に取り上げますけれども、安全性という面では、何でここへ来て、溶融スラグを捨てる計画だったのに、飛ばしてしまうのですか。要するに、微量とはいえ重金属を含んでいるのが今の固化灰ですよ。溶融スラグに比べればどちらが安全かというのは、これは議論をまたないわけですね。何でその一番重要だと思われる点をすっ飛ばしちゃうんですか。

篠崎雄司事務局長 固化灰の関係、スラグの関係でございますけれども、現在、厚木市等で行っている内容としては、溶出試験という形で水を通して、その結果どのようなもの

が溶け出しているかという試験がされており  
ます。その内容につきましては、その基準値  
がございまして、基準値をクリアしたものが  
現在でも県外の最終処分場に運ばれていると  
いうことでございます。それが厚木愛甲地  
区、現在清川村さんのほうに計画しておりま  
す最終処分場のほうに参っても、安全性につ  
いては基準値以内ということで考えておりま  
す。

2番 関戸順一議員 その溶出試験の結果  
はご存じですよ。厚木市は年3回ぐらいや  
っているようですけれども、ここ一、二年の  
資料を全部取り寄せてみましたけれども、例  
えば一番直近が昨年10月29日。1リットル  
中に0.16ミリグラムの鉛が出ているん  
ですね。私、そういう専門家ではないから詳し  
くはわかりませんが、この配付された基本計  
画書では0.1ミリグラムだったら流してもい  
いよと書いてある。ところが、一番直近のは  
0.16ミリグラム出ているんですね。また1年  
前には0.24ミリグラム出ているんです。そ  
のもう1回前の20年2月19日は0.4ミリ  
グラム出ているんです。

これをもって直ちに地下水の汚染が進むと  
か、さまざまな環境破壊につながる、そこま  
では言いませんけれども、川へ流していい基  
準以上に、今言いました20年2月19日には  
その4倍出ているんですよ。ほかにも一切出  
なかったと証明できるのは水銀だけですよ。  
さまざまな重金属の検査をやっている。こう  
いう事実はもちろんご存じですよ。

篠崎雄司事務局長 今関戸議員がお話しさ  
れた内容につきましては、今回の一般質問の  
前に関戸議員からもお話をいただき、私とし  
ては耳にしているところでございます。ま  
た、その処理を現在の環境センターのほうで  
その後どういうふうにされているかというこ  
とについてはちょっと聞いておりませんが、  
今組合のほうで清川村に計画しております最  
終処分場の関係につきましては、貯留槽をつ  
くりまして、そこに埋め立てしていく。それ  
については水を流して洗い出していくわけ  
でございますが、その洗い出した水につきまし

ては、処理いたしまして循環してまた場内で  
使っていくということを考えております。

2番 関戸順一議員 管理型の処分場をつ  
くるんですから、そこまで懇切丁寧にご説明  
していただかなくても、どうやって処理する  
かは我々は全部知っていますので、そうでは  
なくて、今言った問題は、どういうときに問  
題になるかということ、事故が起こったとき  
ですよ。遮水工に何かふぐあいが起こったり  
とか、シートが破れたりとか、そのときにど  
ういう問題が起こるかといったら地下水汚染  
なわけですよ。だけれども、基準以内に抑え  
ておけば、まして我々が計画している溶融ス  
ラグというのは、何で溶融スラグにしたかとい  
うことを考えなければいけませんね。

極めて高熱なスラグを精製する過程で、重  
金属というの、いわゆる高熱溶融というこ  
と自体で重金属やダイオキシンの毒性がな  
くなってしま、ガラスみたいになってしま  
う。将来JIS認定されたらいろいろな建築  
資材にも使える。そういうものだったら、清  
川村の私たちの水源地に埋め立てたていい  
し、はっきり言って厚木のまち中に埋め立  
てたて問題ないものなわけですよ。だから  
溶融スラグならばいいんじゃないかと、多分  
清川の関係者の方も引き受けてくださった  
んだと、私はそう思っています。

また、何もこれは清川村だけの問題じゃ  
なくて、清川村というのは私たちとどうい  
う関係性を持っているかといったら、私  
たちの水源地なわけですよ。この基本計  
画書を読んでも、地下水というのは西北  
西へ流れているんだそうですね。要するに、  
あそこの地下水が宮ヶ瀬湖へ流れ込むとい  
うことです。それともう一つは、柿ノ木  
平川というところを経て、柿ノ木平川の  
分水嶺はもう少し湖側にあるんだそう  
ですね。柿ノ木平川は厚木市へ来ると  
小鮎川。もし間違ったらやじを入れて  
いただいてもいいですが ということ  
で、私は何も危機をあおっているん  
じゃないんです。事故が起こっても  
すぐに修復、回復できるような状態  
であれば何ら問題ない。だから  
溶融スラグを埋め立てたならば何  
にも心配な

いわけですよ。

もう1つ、実は今、固化灰か溶融スラグかという話をしていますけれども、当初計画では、不燃残渣を清川村に埋め立てると言っているわけですよ。不燃残渣というのはもう極めて安定化されたものなんです。要するに、瀬戸物の割れたものとか、ボルトとか、空き缶の焼けこげたものとか、それが不燃残渣です。これはもう安定化しているわけですね。毒素を出すということはないわけです。この不燃残渣は当初から、新しいこの計画では、半分民間へ持っていくけれども、半分は清川村へ埋め立てると。焼却残渣を埋めることを考えれば、何も半分民間へ持っていかなくたって、全量を清川村へ埋め立てたって何ら問題はないじゃないですか。言っている意味はわかりますよね。安全なものを何で半分民間へ持っていくのか。

例えばこの全量を清川村へまいても この基本計画の推定では28年度には456トンと書いてあります。これは半分ですから約1000トン。約1000トンは清川村へ持っていけるわけですよ。それでなおかつ32年から不燃残渣に関しては半量を清川村へ埋め立てて、半量を民間へ持っていこう。この不燃残渣の半分半分というのは何を意味しているのか。最初から清川村へ持っていけば、清川村が先んじて先んじてというより厚木市のおくれですけれども、厚木市より先に、中間処理施設より先に最終処分場が完成するわけですから、それで自区内処理の原則という法律を守っていかうとするなら、何で不燃残渣を全部清川村へ持って行って、焼却残渣を全部民間へ持っていかないのか。それが私の一番不思議なところなんです。

篠崎雄司事務局長 今回の28年度稼働に向けての見直しの際に、いろいろな想定をさせていただきました。その中で焼却残渣についても、28年から31年の間については半量を最終処分場、残り半分については民間処分場への委託ということで、不燃残渣についても同様な形で、半量を最終処分場、残り半分については民間委託ということにさせていただき

ました。

2番 関戸順一議員 議員は基本計画は読んでいますから、その内容説明じゃなくて、何で半分半分……。質問に答えてくれますか。

篠崎雄司事務局長 はい。それで、その内容につきまして費用対効果ということで、費用便益でございます。この施設をつくるときに、今、交付金の対象事業という形で考えておりますけれども、その交付金の申請に必要な技術指針に基づきまして、費用対効果を全部で9ケースほど想定して検討したわけですが、その中で費用対効果の上がる形として、現在の28年度稼働、それと今の焼却残渣、不燃残渣については2分の1を入れていく、そのようなことで方向を決めさせていただいたものでございます。

2番 関戸順一議員 私が安全性、安全性と言ったら盛んに費用、費用と言いますから、じゃ、話を費用に移しましょう。どれだけ間違いのご答弁かというのを明らかにしますね。いいですか。

清川村に最終処分場ができる。そこに6万2000立方メートルのごみが捨てられる。そういうことでいいですね。そうしたら、1立方メートル清川村に埋めるのに幾らかかるんだというのは、1回割り算すればできますね。現実には最終処分場をつくって、そこにごみを埋める、その経費は幾らかといたら、その建設費とごみの管理費と、それから持っていかなければいけませんから運搬費。ほかにもありますけれども、主にかかる費用はこの3つですけれども、運搬費はわからない、管理費も現時点ではわからない。今はっきりしてきたのは施設の建設費です。43億7000万円ですよ。そこに6万2000立方メートル入れることが可能なんですから、1立方メートル埋めるのに幾らかかりますか。割り算をしてみてください。

篠崎雄司事務局長 工事関係43億7000万円、これについては交付金の対象として考えているということは先ほど申し上げたとおりでございます。事業費を約75%、そして交付

基準を3分の1と見まして算定すると、1立方メートル当たり7万前後の数字になるかと考えております。

2番 関戸順一議員 でしょう。今、厚木市のごみは1立方メートル幾らで処分しているか知っていますか。厚木市では1立方メートルという契約はしていないんです。1トン幾らでやっているんですけれども、1トンを1立方メートルに換算すればいいんですね。

逆に清川村は、今7万幾らとおっしゃったけれども、トンに換算しましょう。そのほうがわかりやすい。清川村にごみを運んだ場合、管理費とか運搬費は別、建設費用は3分の1国庫補助を受けられる、それを勘案して割り算をすると1トン进行处理するのに5万7000円。

今、厚木市は草津町と下妻市の民間処分場へ処分しています。草津町では1トン幾らで処分できているか。去年まで3万1500円、ことしから3万1395円です。下妻市は幾らか。去年までやはり草津町と同じでした。けれども、ことしから1トン当たり3万975円。清川村へ捨てるのは約2倍ですよ。経済的、経済的とおっしゃるけれども、清川村へ運ぶごみが一番高いんです。なぜならば、それだけ清川村には、私たちは現時点で技術の粋を集めたクローズドタイプの処分場をつくらうとしているわけです。

本来屋根をかけなくても建設することはできるんです。しかし、一番問題なのは、将来事故が起こったとき、地下水の汚染というのが一番。要するに、水が入らなければいいわけです。だから莫大な費用がかかるけれども屋根をかけようということにしているわけですよ。その屋根をだれも無駄だなんて言っていないんです。それだけすばらしい現時点ではですよ。将来もっともっと技術は進むかもわからないけれども、それだけすばらしい最終処分場、事故が起こっても最悪の事態に対応できてしまうような処分場をつくらう。地元へ入れれば今厚木市が処分している費用の2倍かかるわけです。けれども、それでいいんだというのがこの組合の合意な

わけですよ。いや、いいんだじゃなくて、そうすべきだというのが組合の合意なんですよ。

もっと言いましょか。今、清川村、また愛川町はいつか、中間処理プラントにふくあいがおありになって、厚木市へ運ばれてきて、厚木市で処分しました。そのときに厚木市が清川村や愛川町から受け取っている費用は1トン2万円ですよ。だから本当に経済的なものを追求するんだったら、例えば清川村、愛川町の立場に立てば、ずうっと厚木市の金田へ運び込んで1トン2万円払っていたほうが幸せなはずなんです。清川村の場合は今でも運ばれていますから、清川村が経済的に幸せなことは、厚木市の中間処理施設の建設のおくれがもっとおくれて、もっと後に行って、今の金田は厚木市が38億かけて近々修復しますが、そこにずうっと運び続けたほうがいいわけです。

処分させていただいている費用は1トン2万円ですよ。今度地元へ運ぶのは1トン5万7000円ですよ。どこから経済的に清川村へ運ぶべきだという議論が起こるのか、計算間違いされたんでしょうかね。

篠崎雄司事務局長 誤解されるような点があったら、その点についてはおわび申し上げますが、まず第1に、関戸議員も先ほどお話しされたとおり、自区内処理というのが原則でございます。その早期整備という形で進めておりますので、その前提の中でどういうケースの場合がより効果的なのかということで、先ほど申し上げたものでございますので、それについてはご理解をいただきたいと思っております。

2番 関戸順一議員 安全性を飛ばして経済性、経済性と言うから、今議論を無理やり経済方向に向けたんですけれども、今度は法律論ですね。自区内処理の原則というのが法律にある。いよいよ念願かなって28年にはできる。だから自区内処理。高いとか安いとか、安全とか危険ではなくて、そこに捨てなければいけない。それが法律の原則だ。そういう話ですね。じゃ、その話に移しましょ

う。

何で安全な不燃残渣を全部清川村へ持っていかないんですか。ちなみに、不燃残渣に関しては、千代川村や下妻市へ持っていくと、例えば草津町は固化灰だったら1トン当たり3万1395円と言いましたけれども、不燃残渣の場合は3万5595円に、高くなるんですよ。下妻市のほうは、固化灰だったら1トン当たり3万975円ですけれども、不燃残渣は3万5175円なんですよ。高くなるんですよ。何で高いところに半分運んで、自区内の処分場には半分しか入れないんですか。そのかわりに安全性に問題がある焼却残渣、固化灰を清川村へ運ぶなんていう話が、何で厚木市民、愛川町民、清川村民の理解が得られるんでしょう。

篠崎雄司事務局長 まず、不燃残渣の關係につきまして、また焼却残渣、それぞれの処分方法について、2分の1ということで最終処分場に入れていく、残り2分の1については民間委託、それについては先ほど費用対効果を出したというお話をさせていただきました。そして安全性について答えていないということでございますが、安全性につきましては、今回清川村に計画しております最終処分場につきましては、貯留槽についてはコンクリートで作りまして、内側には溶出について防止するようなものを当然計画してございます。

2番 関戸順一議員 これから清川村につくるものは安全に決まっているんです。二重三重の安全策が施されているから43億なんていう巨額な費用がかかるわけです。それでまた、そこへ運び込む固化灰であっても、溶出検査なんかをやって万が一水銀が出たといったら、直ちにそこで停止ですよ。鉛もこれだけ出るとなると、すぐごみの検査ですよ。何が問題かといったら、それだけ技術の粋を集めた最終処分場でも事故は絶対起きないとは限らない。一番不安なのは下に敷くシートですよ。シートが破れる。でも、破れてもまたそれに対抗できるすべが、今度、新埋立処分場には計画されているわけです。それをも突

破するというのはなかなか、理論的には考えられるけれども、現実はないかもわからない。なければ幸いです。だけれども、しょせん人間のつくるものです。想定外のことで起きることだってある。その想定外のことが起きて、溶融スラグとか不燃残渣で清川村が埋め立てられていたら何にも問題ないでしょうと言っているんです。

経済的にも問題ないでしょう。法律的に自区内処理の原則を貫くのであれば、不燃残渣を最初から捨てるけれども、安全なものを半分民間へ持っていくなんで何か理解できないことを言っていますから、何で半分民間へ持っていかないで全部清川村へ捨てればいいじゃない。そのかわり、そういう一抹の不安が残る焼却残渣、固化灰は固化灰の最終処分場を見たことがありますか。

厚木市議会はその下妻市も草津町も何度も視察しています。まず私たちは素人ですから、余り見てどうだというのはわかりませんが、我々が行ってすぐ気がつくのは異様なにおいです。当たり前です。溶融スラグだったら、いわゆる有機物というのは一切飛んじゃっていますから何にもおいません。固化灰は有機物が含まれていますから、当然それが蓄積されて堆積されればにおいを放ちますしガスも噴出するわけですよ。それが私たち素人にはどういう印象になるかといったら、くさいなど。そういうものを清川村へ運ぼうとしているんですよ。まあ、安全は安全ですけどもね。運ぶ段階では決して危険なものではない。でも、運んで持って帰ってくるわけではないですから、最終処分場ですから貯留させるわけですから。10年、20年、30年、100年、200年と貯留させるんです。当たり前の話ですね。

それで将来は、15年後には、2年間ぐらいかけて閉鎖という手続もとるわけですね。閉鎖手続をとって、そこから手が離れる、その後、必要によっては管理するけれども、通常はそれでおしまいですよ。だけれども、そのごみはずっとその場に貯留しているんですよ。そういうことを考えたら、もうこれは

溶融スラグと不燃残渣以外は清川村には捨てないという結論になりませんか。それが厚木市のおくれからしているんなところへ迷惑をかけちゃって、32年からしか溶融スラグは運ばせんけれども、不燃残渣はもうきょうからでも運べる。違いますか。

篠崎雄司事務局長 先ほど固化灰のお話も関戸議員がお話しされていましたが、固化灰については、かなり高温で焼却しておりますので、それについては無機質ということで考えております。

2番 関戸順一議員 固化灰が何で無機質なんですか。 まあ、いいや。

最初の質問のときに原稿に書いて読み上げましたけれども、今の固化灰というのは灰が飛散しないようにセメントをまぜるわけです。今、厚木市は、厚木市のごみの量に対して403トンのセメントを入れるんです。それで固めるんです。さっきも言いましたけれども消石灰は710トン入れるんです。710トンの消石灰を入れる、403トンのセメントを入れる、そのままごみですよ。当たり前ですね、質量保存の法則です。403トンと710トン、活性炭69トン、アンモニアも100トン近く。アンモニアは液体ですので、一部気化しますから、気体になってしまいますから、その重量はごみにはならない。だけれども消石灰やセメントや活性炭はそのままごみです。その重量は1年間1200トンですよ。それを清川村へ捨てるというんですよ。

ある意味では、清川村に我々がつくりようとしている最終処分場というのは、例えが適当ではないかもしれませんが、漆塗りの重箱ですよ。法律だけの基準を通そうと思うならもっと簡単なものでいいんです。普通の管理型ので通るんです。屋根なんかつけなくていいんです。管理型の簡単なものをつくりようと思えばつくれるわけです。20億ぐらいで、半分ぐらいでつくれちゃうんじゃないでしょうか。

そうではないんだと。何度も言っていますが、何で40数億もかけるか。そのような、漆塗りのような重箱に今、私たちは、というよ

りこの基本計画では、泥まんじゅうを捨てようとしているんですよ。そうでしょう。

なおかつ、本来ごみではないけれども、今の溶融スラグではないがために、その安全性を確保するために、ごみではない消石灰710トン、何度も言います、セメント403トン、活性炭69トンをごみにして入れるんです。何をやっているんだろうと思うかも知りませんが、民間の処分場へ今運んでいますから、安全のためには 民間の処分場は安全でなくていいという話はないわけですから。そのために、それだけごみでないものをごみにする。要するに、それを我々が、本当に倍のような予算をかけてつくりようとしている清川村に、セメントを捨てにいく、消石灰を捨てにいくみたいなものでしょう。溶融スラグはそういうことはないわけです。

なおかつ、私がこんな大きな声を出すことはないんでしょうけれども、溶融スラグはこの固化灰のさらに半分ぐらいの堆積になるわけです。重量は重いですよ。だけれども、重量は重くたって、一定以上の重量になったら清川村がいっぱいになっちゃうわけじゃないわけです。清川村は堆積で、6万2000立方メートルで満杯になるわけです。比重は関係ないわけです。だから、その約半分になる溶融スラグ、そこにはもちろんセメントも消石灰も活性炭も加えていません。加えなくても重金属も無害化されていますし、ダイオキシンの無害化されているわけです。私の言っていることは違いますか、局長。

篠崎雄司事務局長 堆積の関係でございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、確かに焼却した場合、固化灰の場合は11%ぐらい、それとスラグにした場合は8%量が減るようなことは結果として出ております。ただ、そういう中でも、清川村さんが既に土地を確保している、そういうふうな状況、それと先ほどの委託料、それと施設そのものについては、建設年度は違ってもかかる費用は同じだと考えておりますので、関戸議員のお話とはちょっとまた違うような形になるかと思えますけれども、自区内処理の形で進めてい

きたいと考えております。

2番 関戸順一議員 だから、自区内処理がいけないとは言っていないです。安全なもの今用意できているんだから、何でそれを捨てないんですかと言っているんです。不燃残渣のことを言っているわけです。

今もう1つおっしゃったね、清川村にもう土地が用意できている。本当にありがたい話です。ただ、これも冒頭の質問で申し上げましたけれども、非常に不思議な話。きょうは副管理者、村長さんもいらっしゃるので、もし教えてもらえるなら教えていただきたいと思うんですが、2.4ヘクタールぐらい事業用地として必要だと。ちょっと多く見積もっても3ヘクタールもあれば、この最終処分場は十分できるのに、清川村さんが土地開発公社で入手されたのは21ヘクタールというのは、どう理解したらよろしいんでしょうか。

いいです、いいです。答えていただければそれはそれでいいんですが、私は推測しちったんですよ。勝手な推測です。ですから間違っていたらおしかりをいただくんだろうと思いますけれども、ここは処分場も含めて水源環境林学習事業の計画用地だそうですね。私、その事業がどういう事業なのかちょっとわかりませんけれども。ということは、最終処分場がそこにできようができませんが、その周辺も含めて21ヘクタールという広大な地域が開発される。

これは開発じゃないのかな、水源環境林学習事業ですから、想像するしかないわけですが、今ある森、山を残して、水源地としての学習事業とありますから、社会教育事業なのか何なのか。そうすると先んじて最終処分場が整備される。最終処分場が整備されるというのは器だけではなくて道路も整備されるから周辺も、そこへの搬入搬出、さまざまな附帯的なものが整備される。それは実は清川村さんの、社会教育事業か何か知りませんが、それとラップする。だから早く……。地元から要望という話がありました。もし地元から要望があったとしたら、それぐらいしか考えられないんですけれども。そんな急い

で何で、何度も言いますが、安全性に問題があるものを早く入れてくれと言うわけがないでしょう。

この清川村さんの水源環境林学習事業というのは何なのか、もう1度聞きますが、もうあと1分しかありませんので、教えていただければそれを教えていただいて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

篠崎雄司事務局長 清川村の計画についてはちょっとうちのほうも、そういうふうな計画があるということは承知しております。そしてその21ヘクタール、清川村さんのほうで取得した中で、うちのほうとしては周辺対策も含めて3ヘクタール程度を買収していきたいということでございますので、中身についてはちょっと把握してございません。

神子雅人議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時02分 開議

神子雅人議長 再開いたします。

日程5「議案第1号 平成21年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成21年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、補正後の総額を9854万4000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、市町村負担金を減額し、繰越金を増額するものでございます。

歳出につきましては、派遣職員給与費が当初見積額を下回ることが見込まれるため、職員管理費を減額するとともに、最終処分場施設整備に伴う生活環境影響調査及び保安林解

除等の法定手続を行うに当たり、県との事前協議資料並びに実施計画書等の提出資料の作成のため、法定手続準備資料作成業務委託を予定しておりましたが、最終処分場の早期整備に伴う清川村地元住民との調整に時間を要し、今年度の業務完了が困難となったことから、委託業務の執行を見送ることとしたため、最終処分場施設整備調査事業費を減額するものでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

神子雅人議長 質疑に入ります。

なお、ご質問の際は、申し合わせにより自席にて起立して行っていただくようお願いいたします。別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第1号 平成21年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

神子雅人議長 日程6「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

小林常良管理者 平成22年度の予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たり、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

私たちが住む厚木市、愛川町、清川村は、丹沢山系の山並みや相模川、中津川の清流など豊かな自然環境に恵まれ、私たちにとって

かけがえのない財産となっております。こうした貴重な財産を未来に引き継ぎ、持続可能な社会とするために、今、喫緊の課題となっているのが地球環境問題であります。限られた資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ小さくしようとする循環型社会につきましては理解されつつありますが、その実現にはまだまだ課題が多いものと考えます。

このような状況の中、国におきましては、地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減するという高い目標を掲げて取り組みを進めようとしております。

また、市町村におきましても、それぞれ創意工夫を凝らしながら、温暖化対策やごみの減量化、資源化対策の推進に積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに私たちの生活様式も大きな変革が求められてくるものと思われませんが、21世紀における最も重要な課題の1つとして、一人一人が問題意識を持って真剣に取り組んでいく必要があると考えております。

本組合におきましても、こうした循環型社会の形成の一翼を担う環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら、事業の推進に努めてまいりたいと考えます。

さて、平成22年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、引き続き市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経費節減に努め、1億604万7000円の予算規模といたしました。

国の循環型社会形成推進交付金の活用により財源確保を図るとともに、歳出全般の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最初に、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」であります、最終

処分場につきましては、ごみ処理広域化実施計画で定めました平成32年度の稼働目標を見直し、平成28年度を目標に前倒し整備することについて地域住民の皆様のご理解が得られましたことから、平成22年度、23年度の2カ年で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査を実施してまいります。

次に、ごみ処理広域化に係る計画であります。昨年スタートいたしました厚木市のごみ減量化・資源化新システムのミッション35や、近年の市町村のごみ減量化の推進に伴うごみ排出量の減少、また最終処分場の早期整備方針の決定などを踏まえ、計画内容を一部変更する必要が生じたため、ごみ処理広域化実施計画を見直しするとともに、循環型社会形成推進交付金の交付に必要な循環型社会形成推進地域計画の第1次計画が平成22年度をもって終了することから、ごみ処理広域化実施計画と整合を図りながら、平成23年度からの新たな5カ年計画を策定してまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性の確保」についてであります。今後、事業内容が具体化することに伴い、情報公開の重要性もさらに増してまいりますことから、組合広報紙やホームページの活用のほか、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の開催やエコ・スタディの実施により、住民の皆様にご理解と認識を深めていただけるよう、情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成22年度の組合運営に当たり、私の所信並びに主要な施策について申し述べさせていただきます。

組合を設置して早いもので7年目を迎えますが、最終処分場につきましては、地域住民の皆様のご理解によりまして、具体的な事業手続に入る時期を迎えようとしております。中間処理施設建設候補地の選定のほか、最終処分場につきましても、今後さまざまな課題が生じてくるものと思っておりますが、私らは、これらの課題解決に当たりましては、厚木市、愛川町、清川村の3市町村の総力を結集し、臆

することなく全力でその責務を果たしてまいります所存であります。

また、これらの施策の展開に当たりましては、住民の皆様のご理解と信頼が何よりも大切であることを認識し、誠実かつ真摯に取り組んでまいりたいと考えます。

終わりに、皆様方のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成22年度の施政方針といたします。

神子雅人議長 以上で「管理者施政方針」の説明を終わります。

---

神子雅人議長 日程7「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年度、23年度の2カ年で最終処分場の生活環境影響調査を予定していることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

神子雅人議長 質疑に入ります。別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

神子雅人議長 日程8「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程9「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号及び第4号の2件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の制度改正に合わせ、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分にかえて、時間外勤務代休時間を指定することができるようにするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、船員保険制度の改正に伴い所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案につきまして、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

神子雅人議長 一括質疑に入ります。別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程9「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

神子雅人議長 日程10「議案第5号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第5号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成22年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費、人件費等経常的経費及び情報提供推進事業費等の必要見込額を措置したものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億604万7000円となりました。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明をさせていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い

い申し上げます。

神子雅人議長 質疑に入ります。 別に  
なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36  
条第3項の規定によって委員会付託を省略す  
ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託  
を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を  
終結いたします。

採決いたします。日程10「議案第5号 平  
成22年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は  
原案のとおり決することに賛成の議員の起立  
を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決  
されました。

---

神子雅人議長 以上で本日の日程は終了い  
たしました。

これをもちまして平成22年厚木愛甲環境施  
設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

---

午前11時20分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違な  
いことを証し、ここに署名する。

議 長 神 子 雅 人  
議 員 松 前 進  
同 難 波 達 哉